

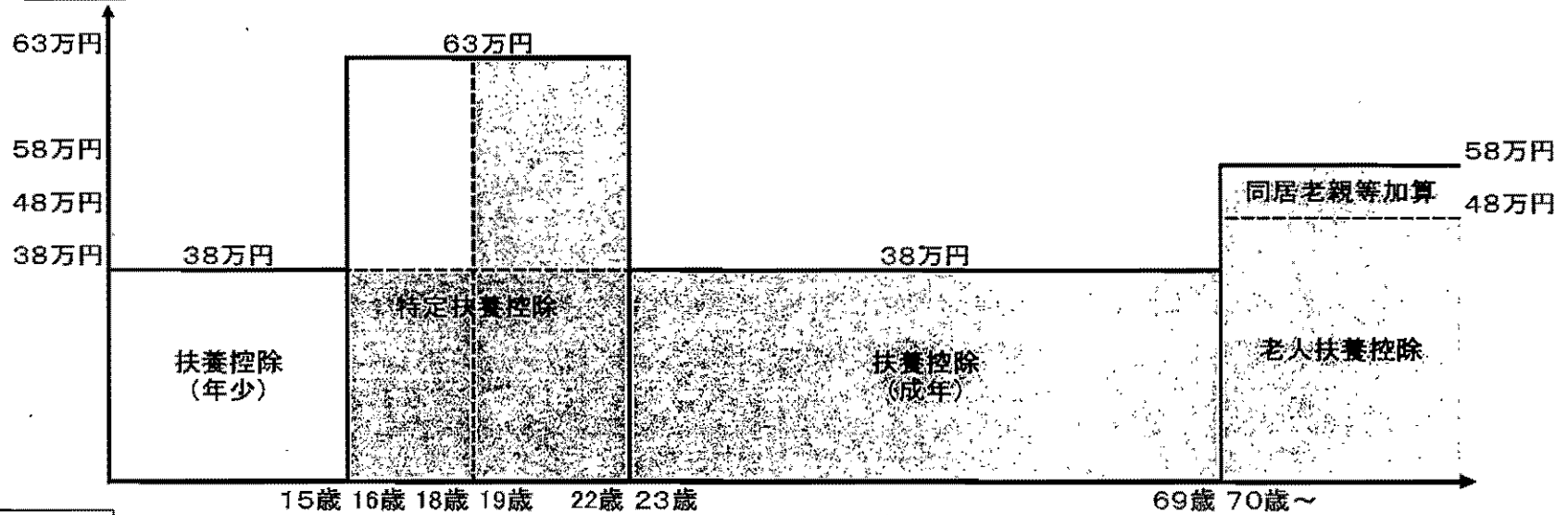
扶養控除等

1. 扶養控除（年少（～15歳））
所得税・個人住民税ともに廃止。
2. 特定扶養控除（16～22歳）
16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（所得税：25万円、個人住民税：12万円）を廃止。
※ 高校の実質無償化と特定扶養控除の見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討。
3. 扶養控除（成年（23～69歳））
見直しは行わない。

（注）上記の改正は、所得税については平成23年分から、個人住民税については平成24年度分から適用する。

扶養控除等

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)

